

沖縄市不妊治療費助成事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、体外受精または顕微授精等の治療および先進医療（以下「不妊治療」という。）を受けた夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係にある者を含む。）に対し、予算の範囲内で治療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策の充実に資することを目的とする。この要綱は、沖縄市補助金交付規則（平成30年沖縄市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1）医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）をいう。

（2）届出医療機関 不妊治療を実施する医療機関として厚生労働省地方厚生局から承認を受けた医療機関をいう。

（3）生殖補助医療 体外受精、顕微授精の不妊治療、男性不妊に係る手術（精巣内精子採取術等）をいう。

（4）先進医療 厚生労働大臣が定める保険適用外の高度の医療技術を用いた不妊治療をいう。

（助成対象者）

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する夫婦とする。

（1）申請日において、夫婦の双方又は不妊治療を受けた者が市内に住所を有していること。

（2）前号に該当する者が、医療保険各法に基づく被保険者、組合員又はその被扶養者であること。ただし、生活保護法に基づく医療扶助を受けている者を含む。

（3）申請日において夫婦であること。

（4）夫婦ともに、市税の滞納がない者であること。

（5）申請対象となる治療について、他の地方公共団体から助成を受けていないこと。ただし、都道府県、指定都市または中核市が実施する沖縄県先進医療不妊治療費助成事業と同等の助成を受けた場合は、この限りではない。

(6) 本要綱による助成は、夫婦のうち一方が申請するものとし、夫婦の双方が同一の治療内容に対して重複して申請することはできない。

(助成対象治療)

第4条 助成の対象となる治療（以下「助成対象治療」という。）は、この告示の施行の日以降に終了した届出医療機関で実施された不妊治療（医師の判断に基づきやむを得ず中断した治療を含む。ただし、卵胞発育不良などにより卵子採取前に中止したものは除く。）のうち、次に掲げるものとする。

(1) 令和4年4月から保険適用とされている生殖補助医療

(2) 国から承認を受けた医療機関で算定開始日以降に受けた先進医療を用いた治療

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法で行われた治療は助成の対象としないものとする。

(1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供を受けて行う治療

(2) 代理母出産による治療（夫の精子を妻以外の第三者の子宮に注入して当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産することをいう）

(3) 代理懐胎による治療（夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産することをいう。）

(助成の回数及び額)

第5条 助成を受けることができる不妊治療の回数及び額は、次の各号に掲げる助成対象治療の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 生殖補助医療 一の年度につき1回一律5万円

(2) 先進医療を用いた治療 治療を受けた回数分1回上限5万円

治療1回に要した費用について、次に掲げる額と比較して、最も低い額とする。

ア 治療を受けた者が、沖縄県（これに準ずる都道府県等を含む）の助成対象者である場合 沖縄県の先進医療不妊治療費助成事業における基準額から、当該県事業又は他の地方公共団体から受けた助成額を控除した額

イ 治療を受けた者が、沖縄県（これに準ずる都道府県等を含む）の助成対象者でない場合 沖縄県の先進医療不妊治療費助成事業における基準額又は当該治療に係る実際の医療機関への支払額

2 前項各号により算出した額に、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、不妊治療が終了した日の属する年度の3月末日までに、沖縄市不妊治療費助成金交付申請書（様式第1号）に別表第1に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、沖縄市不妊治療費助成金交付決定通知書（様式第5号）により通知し、不適当と認めたときは沖縄市不妊治療費助成金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の規定による助成金の交付決定の通知を受けた者は、沖縄市不妊治療費助成金交付請求書（様式第7号）により市長に請求しなければならない。

(助成金の交付の取消し)

第9条 市長は、第7条の規定による交付決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽り或其他不正の手段により助成金の交付を受けたことが判明したとき。

(3) その他市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合、沖縄市不妊治療費助成金交付決定取消通知書（様式第8号）により交付決定者に通知する。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、沖縄市不妊治療費助成金返還請求書（様式第9号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、決裁の日から施行する。

ただし、この要綱の規定は、令和7年4月1日以後に開始された不妊治療について適用する。

別表第 1（第 6 条関係）

	必要書類	生殖補助 医療	先進医療 （県助成対 象者）	先進医療 （県助成対 象に該当し ないもの）
1	沖縄市不妊治療費助成金交付申請書（様式第 1 号）	○	○	○
2	沖縄市不妊治療費助成事業受診等証明書（生殖補助医療）（様式第 2 号）	○	—	—
3	沖縄市不妊治療費助成事業受診等証明書（先進医療）（様式第 3 号）	—	—	○
4	沖縄県先進医療不妊治療費助成事業受診等証明書の写し （保健所へ申請時に提出した書類）	—	○	—
5	沖縄県先進医療不妊治療費助成事業承認決定書の写し	—	○	—
6	治療に要した費用に係る領収書及び明細書の写し	—	○	○
7	夫婦の市税の滞納がないことを証する書類（完納証明書） （夫婦で別世帯の場合は、両方の証明書）	○	○	○
8	事実上の婚姻関係に関する申立書（様式第 4 号） （事実上の婚姻関係者にある者に限る。）	○（該当者）	○（該当者）	○（該当者）
9	その他、市長が必要と認める書類	○※	○※	○※

※申請者の同意がある場合に限り、本市において確認できる場合は提出を省略。

○助成の申請は夫婦単位で行ってください。夫婦の双方が同一の治療について個別に申請することはできません。